

# 社会福祉法人しなのさわやか福祉会

## 役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人しなのさわやか福祉会（以下「法人」という。）の役員及び評議員並びに法人が委嘱した委員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

### (報酬の額)

第2条 法人の役員等の報酬の額は、別表のとおりとする。ただし、役員等が職員である場合は、これを支給しない。なお、報酬については交通費を含むものとする。

### (報酬の支給方法)

第3条 役員等の報酬は、会議等に出席した翌月の20日（金融機関が休業日の場合は前営業日）に支給する。

### (費用弁償)

第4条 役員等が法人の職務のため出張するときは、費用弁償としてその都度旅費を支給し、その額は役員等の居住地から計算して職員の旅費規程を準用する。

### (委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

### 附 則

この規程は、平成25年6月1日から適用する。

別表（第2条及び第4条関係）

（単位：円）

役員区分	日額報酬	会議出席日額費用弁償
理事	5,000円	
評議員	5,000円	
監事	5,000円	
理事長が必要と認める者	5,000円	
地域密着運営推進会議委員		2,000円
苦情処理委員会委員		2,000円
入所判定委員		2,000円
その他の委員		2,000円

※但し、50Km以上の移動を伴う出席については別途実費支給とする。